

中央環境審議会総合政策部会の小委員会及び専門委員会の設置について

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 8 条第 1 項及び第 4 項並びに第 9 条第 1 項に基づき、総合政策部会に置く小委員会及び専門委員会の設置について、次のとおり決定する。

1. 公害防止計画小委員会

- (1) 議事運営規則第 8 条の小委員会として、「公害防止計画小委員会」を置く。
- (2) 公害防止計画小委員会は、環境基本法第 17 条第 1 項に基づく公害防止計画の策定指示及び同条第 3 項に基づく公害防止計画の同意その他公害防止計画に関する事項に関する審議を行う。
- (3) 公害防止計画小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

2. 環境研究・技術開発推進戦略専門委員会

- (1) 議事運営規則第 9 条の専門委員会として、「環境研究・技術開発推進戦略専門委員会」を置く。
- (2) 環境研究・技術開発推進戦略専門委員会は、環境研究及び環境技術開発を重点的に推進するための戦略の在り方に関する調査を行う。
- (3) 環境研究・技術開発推進戦略専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。

3. 環境基本計画点検小委員会

- (1) 議事運営規則第 8 条の小委員会として、「環境基本計画点検小委員会」を置く。
- (2) 環境基本計画点検小委員会は、総合政策部会を補佐するため、環境基本計画の点検に関する事務のうち主として個別の分野の点検に関する審議を行う。

4. 環境情報専門委員会

- (1) 議事運営規則第 9 条の専門委員会として、「環境情報専門委員会」を置く。
- (2) 環境情報専門委員会は、環境情報の長期的かつ総合的な基盤整備の基本的方針に関する調査を行う。
- (3) 環境情報専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。

5. 環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会

- (1) 議事運営規則第8条の小委員会として、「環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会」を置く。
- (2) 環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会は、環境に配慮した事業活動を一層促進するための方策に関する審議を行う。
- (3) 環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

6. 環境影響評価制度専門委員会

- (1) 議事運営規則第9条の専門委員会として、「環境影響評価制度専門委員会」を置く。
- (2) 環境影響評価制度専門委員会は、環境影響評価法の施行の状況及び今後の環境影響評価制度の在り方に関する調査を行う。
- (3) 環境影響評価制度専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。

7. 環境と金融に関する専門委員会

- (1) 議事運営規則第9条の専門委員会として、「環境と金融に関する専門委員会」を置く。
- (2) 環境と金融に関する専門委員会は、環境金融の現状と課題及びその促進策について調査を行う。
- (3) 環境と金融に関する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。